

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、以って個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和8年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して、次のとおり臨時特別給付金を給付する。 (1)住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付 (2)住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり7万円を追加給付 (3)住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付 (4)子ども加算として(2)(3)の世帯に対して、子ども1人あたり5万円を給付 (5)令和6年度新たな住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付 (6)令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付 (7)令和6年度子ども加算として(5)(6)の世帯に対して、子ども1人あたり5万円を給付 (8)納税者及び扶養親族(国外居住者除く)1人につき所得税額から3万円、住民税所得割額から1万円減税される定額減税において、引ききれないと見込まれる額を納税者に対し、定額減税補足給付金を給付する。 (9)令和6年度住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付 (10)子ども加算として(8)の世帯に対して、子ども1人あたり2万円を給付 (11)令和7年1月1日時点で市内に住所を有する者で、次の①②いずれかに該当する者(ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)上の非居住者並びに令和六年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。)へ給付 ①当初調整給付の算定に際し、令和五年所得等を基にした推計額(令和六年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和六年分所得税及び定額減税の実績等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者 ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者のうち、給付要件を満たす者 その際、支給要件を判定するために必要な情報等を、個人番号を利用して管理するもの
③システムの名称	臨時給付金システム、情報連携システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総務課 岐阜県山口市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市総務課 岐阜県山口市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行った上で照会を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行って。以上より対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、離席時はログアウトを徹底する。 以上より対策は「十分である」と考えられる。	

[illegible]